

## (参考) 医療費等の公費支援の取扱いに係る国の方針

位置づけ変更に伴う急激な負担増を回避するため、医療費等の自己負担の一定の公費支援について期限を区切って継続する。

### 当面の方針

#### 外来医療費の自己負担軽減

- **新型コロナ治療薬（※）の費用は、公費負担を一定期間継続**（まずは9月末まで）  
※経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）、中和抗体薬（ロナブリーブ、ゼビュディ、エバシェルド）
- **その他の外来医療費は、他疾患との公平性を踏まえ、公費負担は終了**（自己負担）

#### 入院医療費の自己負担軽減

- 新型コロナ治療のための**入院医療費は、一定期間**（まずは9月末まで）、**高額療養費の自己負担額から2万円を減額**（2万円未満の場合はその額）

#### 検査の自己負担軽減

- 検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、**公費負担は終了**（自己負担）

#### ワクチン接種の自己負担軽減

- 令和6年3月31日まで特例臨時接種として位置づけられることから、この間のワクチン接種は**自己負担なし**